清涼飲料水

- 1 ミネラルウォーター類
 - (1)殺菌又は除菌を行っていないもの(容器包装内の二酸化炭素圧力が20 で98kPa未満のもの)

ア 成分規格

項目		規格
一般規格	混濁 ^{* 1}	混濁したものであってはならない
	沈殿物 ^{* 2} 又は固形の異物 ^{* 3}	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはな らない
	スズ(金属容器入りのものに限る)	150.0 ppm以下
	大腸菌群	陰性
個別規格	アンチモン	0.005 mg / 以下
	カドミウム	0.003 mg / 以下
	水銀	0.0005 mg / 以下
	セレン	0.01 mg / 以下
	銅	1 mg / 以下
	鉛	0.01 mg / l以下
	バリウム	1 mg / l以下
	ヒ素	0.01 mg / 以下
	マンガン	0.4 mg / l以下
	六価クロム	0.02 mg / 以下
	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.01 mg / 以下
	亜硝酸性窒素	0.04 mg / 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / 以下
	フッ素	2 mg / l以下
	ホウ素	5 mg / l以下
	腸球菌	陰性
	緑膿菌	陰性

- *1 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する混濁を除く。
- *2 原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分、着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物(製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。)に起因する沈殿物を除く。
- *3 原材料として用いられる植物たる固形物でその容量百分率が30%以下であるものを除く。